

内 容	+	ワクチン接種を徹底して病気を予防しましょう！	-----	1
	+	飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて	-----	2
	+	管内で発生事例のある豚の下痢症について	-----	3
	+	馬鼻肺炎の発生と対策について	-----	4
	+	農場 HACCP・畜産 GAP・トレーサビリティ	-----	5-7
	+	始めませんか？ マニュアル作成・記録付け	-----	8-9
	+	定期報告書（牛）の提出をお願いします	-----	10



ワクチン接種を徹底して病気を予防しましょう！

県南家畜衛生推進協議会・大家畜課

県内で、牛ウイルス性下痢・粘膜病が散発しています。本病は、牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）によって起こる感染症で、通常は呼吸器症状や下痢・発熱にとどまりますが、妊娠牛では胎子感染によって流死産・奇形子牛分娩が起こります。また、胎齢18～125日齢の胎子が感染した場合、生涯ウイルスを排出し続ける持続感染牛となることがあります。持続感染牛は一見して健康牛と区別がつかない状態でウイルスを排出し続けるため、長期間にわたり農場の感染源となります。ワクチン接種で持続感染牛の発生予防は可能であり、近年、BVDV2型による発生がみられることから、獣医師と相談し、BVDV1型の他に、2型を含むワクチンの接種を御検討願います。

アカバネ病をはじめワクチンで予防できる病気は、地域ぐるみで接種率を向上させることで流行を防ぐことができます。ワクチンの継続接種により免疫力を維持しましょう。

平成30年度に県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金は、次のとおりです。お問い合わせは県南家畜衛生推進協議会（連絡先P10）までお願いします。

平成30年度 特定疾病予防注射接種料金

	ワクチン	BVDV2型	接種料金
家畜自衛防疫 事業	牛五種・ヘモフィルス混合		2,600円
	牛五種混合(生)		2,080円
	牛五種混合(不活化)	含む(不活化)	1,910円
	牛六種混合(生・不活化)	含む(不活化)	2,320円
	牛六種混合(生)	含む(生)	2,220円
	牛アカバネ病		1,920円
	牛ヘモフィルス		1,220円
	豚丹毒(生)		164円
	豚丹毒(不活化)		170円
独自事業	日本脳炎・豚パルボ混合(生)		1,200円

※ BVDV ワクチン接種時の注意 ※

妊娠牛と種付け予定が近い（2週間以内）牛には、必ず不活化ワクチンを接種してください。これらの牛に間違えて生ワクチンを接種すると胎子に異状が生じる恐れがあります。

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて

中小家畜課

現在、飼料添加物に指定されている「硫酸コリスチン」が、平成30年7月1日から指定取消しになりますので、硫酸コリスチンを飼料添加している農場においては、施行日までに在庫を使い切るよう、計画的な使用をお願いします。

農林水産省から

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて

—薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます—

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、人や動物の治療を困難にします。
この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成28年4月に今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与える飼料添加物として、使用されています。
家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

コリスチンとは？

畜産分野ではコリスチンは、飼料添加物として「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」のため、動物用医薬品として、豚（4月齢以下）及び牛（6月齢以下）の細菌性下痢症の治療に使用されています。
平成29年1月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価しました。

飼料添加物に関するリスク管理措置



飼料添加物としての抗菌剤についても、できるだけ限定的に使用するとともに、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものは使わないことが必要です。
農林水産省は、食品安全委員会のリスク評価において人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤については、飼料添加物としての指定を取消することを決定しました。

そのため、人の健康に悪影響があると評価されたコリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します（平成30年7月1日予定）。

また、コリスチンの使用を禁止した時に農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう、販売店や農家での在庫を使い切るように、飼料工場での製造を前倒しで中止することを要請（通知）しました。
コリスチンの使用禁止後、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。



国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。 [農林水産省 飼料安全](http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>



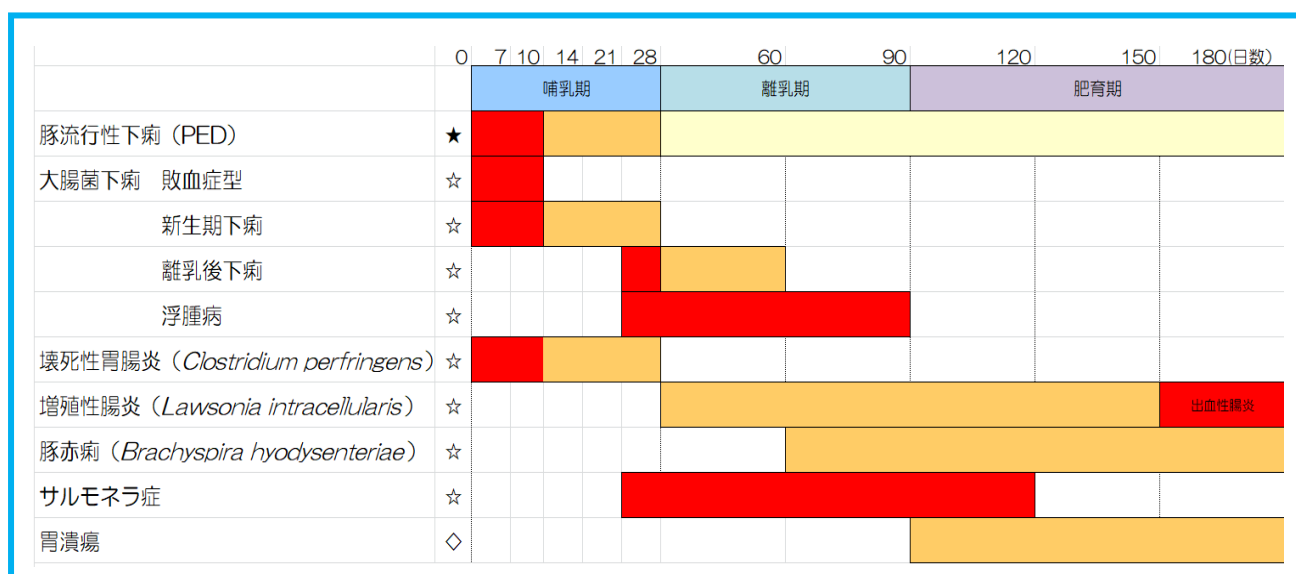
（農林水産省ウェブサイトより）

管内で発生事例のある豚の下痢症について

中小家畜課 中家畜担当

ここ数年、当所で実施した豚の病性鑑定（抗体検査のみを除く）は、平成25年度12件、平成26年度21件、平成27年度5件、平成28年度7件、平成29年度（2月末現在）2件、計47件でした。そのうち、下痢症の病性鑑定は26件で、特に豚流行性下痢（PED）が全国的に大発生した26年度が18件と多く、次いで25年度4件、28年度3件、27年度1件でした。

下の表は、子豚に下痢を起こす代表的な病原体（★：ウイルス ☆：細菌 ◇：その他）とその好発時期（哺乳期、離乳期、肥育期）を、病性鑑定で得られた疫学情報をもとにまとめたものです。症状の重さは、重度（■）、中等度（■）、軽度（■）の3段階で示していますが、これは病原体の病原性や豚のストレスの度合いなどにより、異なることもあります。



病性鑑定を実施した各疾病のポイントは、以下のとおりです。どの疾病も早期発見が重要ですので、飼養豚に異常が認められた場合の当所への速やかな連絡をお願いします。

〈参考〉

【PED】10日齢未満の哺乳豚で致死率が高く、ウイルスの排出期間、環境中の生存期間が長く常在しやすいため、早期発見・早期対策が重要です。

【大腸菌症】菌のタイプや感染時期により大きく4種に分類され、F18付着因子と志賀毒素の両方を保有する大腸菌が浮腫病を引き起こすため、突然死や眼瞼浮腫、チアノーゼが多いです。当所へは、肥育豚の死亡頭数の増加により依頼されています。

【豚増殖性腸炎】一般的に感染日齢が進むほど症状は重篤であり、肥育期では出血を伴い急死する場合がありますが、豚増殖性腸炎ワクチンの接種により、症状を低減できます。

【サルモネラ症】豚に下痢症を起こす血清型は、*Salmonella* Typhimuriumが多く、その単層変異株 *Salmonella* O4:i:- が近年では増えていて、管内でも同様に検出されています。

【豚赤痢】肥育豚または育成豚で、食欲不振及び血便または軟便を呈したことにより、依頼されています。死亡率は高くありませんが、感染豚は保菌豚となり、少なくとも2か月間は遺伝子が検出されています。

馬鼻肺炎の発生と対策について

大家畜課

管内で馬鼻肺炎による馬の流産が発生しました。本病は育成馬の呼吸器病や妊娠馬の流産を特徴とする届出伝染病です。本病について理解を深め、予防対策を徹底しましょう！

1 原因ウイルスと症状

馬ヘルペスウイルス1型及び4型が原因です。1型は冬季の妊娠馬（胎齢9～11か月齢）の流産や呼吸器病を、4型は季節を問わず育成馬に呼吸器病を起こします。

2 流産発生時の対応

馬の流産の原因は、本病の他にも細菌や非感染性の要因等、多岐にわたります。流産が発生した時には、直ちに獣医師の診察を受け、病性鑑定を依頼しましょう。

なお、本病の診断のためには、胎子、胎盤、母馬の血清が必要です。

3 本病による流産時の処置

ウイルスは感染馬の鼻汁、流産胎子の諸臓器、胎盤、羊水に多量に含まれています。流産発生時は、汚染を広げないように慌てずに対応しましょう。

- (1) 流産胎子、胎盤をすみやかに片づけ、流産場所を消毒する
- (2) 流産馬の隔離、馬体の洗浄・消毒（タオルでの拭き取りなど）
- (3) 馬房・厩舎・器材の消毒、敷料の除去及び消毒
- (4) 同居馬の健康観察の強化
- (5) 同居馬の移動については家畜保健衛生所の指示に従ってください。

4 予防と対策

(1) 妊娠馬の扱い

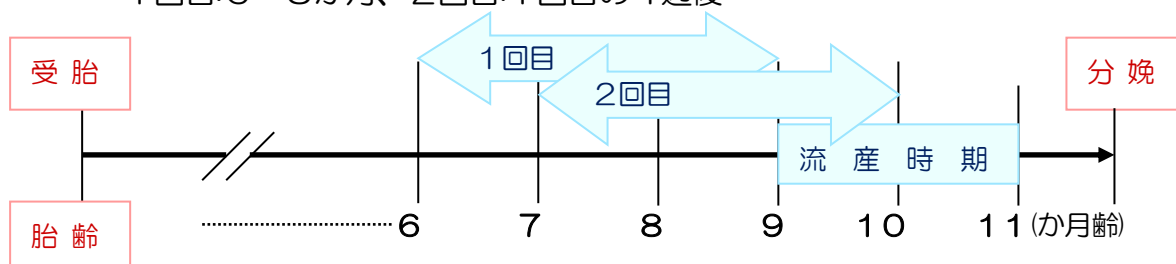
- ① 導入馬や育成馬は、ウイルスを持ち込む可能性があります。妊娠馬とは隔離して飼いましょう。
- ② ストレスを与えない（※ストレスは免疫を低下させ、発症の要因となります）。
- ③ 厩舎の出入り口に消毒槽と手洗い器を設置し、手指や長靴を消毒しましょう。
- ④ 馬具や作業着は清潔に保ちましょう。消毒薬は逆性石けん（パコマ、クリアキルなど）が有効です。

(2) ワクチン接種

流産を防ぐためには、妊娠馬に毎年ワクチンを接種することが重要です。

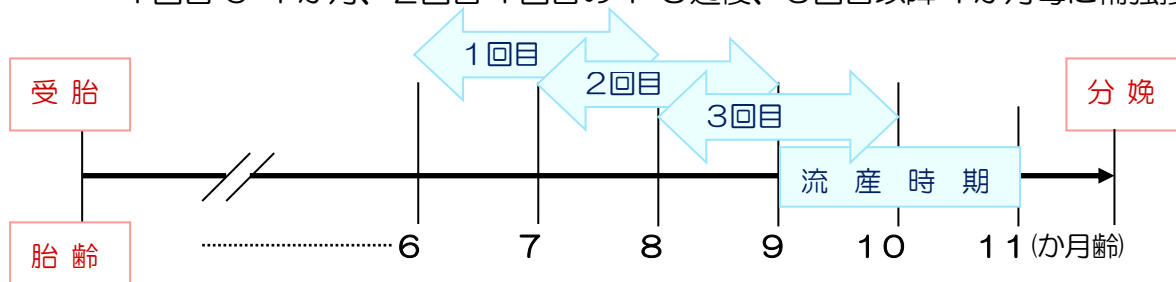
① 生ワクチンの接種胎齢

1回目:6～8か月、2回目:1回目の4週後



② 不活化ワクチンの接種胎齢

1回目:6-7か月、2回目:1回目の4-8週後、3回目以降:1か月毎に補強接種



※いずれも（一社）岩手県畜産協会によるワクチン助成（概ね半額）があります。

農場 HACCP・畜産 GAP・トレーサビリティ

農家巡回をしていると、「農場 HACCP と畜産 GAP の違いは何?」「どっちをやればいいのか?」といった質問を受けることがあります。フードチェーンの考えを軸にトレーサビリティを含めた取組を整理し、農場改善のヒントにしましょう。

農場 HACCP：畜産物の安全確保のため、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害要因分析必須管理点) の考え方を畜産現場に採り入れ、飼養衛生管理を徹底する手法。製造工程の全作業を分析し、危害要因を予測し、防止するための必須管理点を設定。あらかじめ立てた HACCP 計画に基づき監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決する。

畜産 GAP：畜産生産活動の持続性を確保するため、GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) の考え方を採り入れ、関係法令遵守やリスク管理を行う手法。食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を持続的に行う。

トレーサビリティ：健康に影響を与える食品事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べたり（遡及）、どこに行ったかを調べる（追跡）が可能であること。そのためには、事業者による食品等取扱記録の作成・保管が不可欠であるとされている。BSE 発生後、牛を個体識別すると共に牛個体識別台帳（データベース）に情報を記録し、一元管理する牛トレーサビリティ制度が誕生。

キーワード解説

1 食の安全確保

<背景>

近年、食品流通の広域化・国際化の進展によって食を取り巻く環境は著しく変化しました。

また、腸管出血性大腸菌食中毒の多発、牛海綿状脳症（BSE）・鳥インフルエンザ・口蹄疫の発生、牛肉偽装事件、ダイオキシン・農薬・放射性物質汚染問題等、農場での生産工程にも食品衛生上の問題が存在することが広く知られるようになりました。

このような中、消費者の食に対する信頼は揺らぎ、「安全をどう担保するか」、「信頼回復にどう取組んでいくか」が大きな課題となりました。

<フードチェーンで考える>

食品の製造や流通が多様化する現代では、食品の製造現場のみの衛生管理で食の安全を確保できる状況ではなくなりました。こうして流通を含めた食材の「生産現場→加工→製造→販売→消費」といった全ての段階（フードチェーン）で安全を確保しようという「農場から食卓まで」（Farm to Table）の考え方が広まりました。

畜産が関与する国内外の事故・事件（抜粋）

発成年	事件・事故
1992 (H4)	米国 O157による大規模食中毒（ハンバーガー加熱不足）
1996 (H8)	米国 O157食中毒（低温殺菌をしないりんごジュース 農場で堆肥と接触） 英国 BSE問題（欧州:2000～、日本:2001～、加・米:2003～）
1999 (H11)	欧州 飼料・畜産物のダイオキシン汚染問題
2000 (H12)	日本 黄色ブドウ球菌毒素による大規模食中毒（低脂肪乳） 日本 口蹄疫発生（我国で92年ぶり 2010年にも発生）
2002 (H14)	日本 牛肉偽装事件
2004 (H16)	日本 鳥インフルエンザ発生（我国で79年ぶり 以降散発） 日本 O157食中毒事件（結着肉）
2011 (H23)	日本 O111食中毒事件（牛肉生食） 日本 食品の放射性物質汚染（牛肉生食）
2017 (H29)	欧州 鶏卵の殺虫剤汚染（韓国でも）



<安全性の向上>

では、フードチェーン各々の段階でどのように安全を確保すればいいのでしょうか。

従来、食品業界では「清潔な環境において安全な食品が製造される」という考えのもと、環境の衛生確保に重点を置き、最終製品の“抜き取り検査”によって安全性を確認してきました。しかし、この従来方式では“検査をすり抜ける不良品”を排除できません。

そこで、製造工程の全ての作業を分析し、危害要因を予測し(Hazard Analysis, HA)、防止するための必須管理点(Critical Control Point, CCP)を設定し、あらかじめ対策を計画しておく HACCP 方式が考案されました。監視内容を継続的に記録・管理して、異常が認められたらすぐに対策を取り解決できるプロセスチェック方式であるため、不良品の出荷を未然に防ぐことができます。

【従来方式】

- ・最終製品の抜き取り検査

↓

【HACCP方式】

- ・危害要因(HA)分析の実施
- ・必須管理点(CCP)の設定
- ・許容限界の設定
- ・監視方法の設定
- ・修正・改善措置の設定
- ・検証手順の設定
- ・記録の維持管理方法の設定

ポイント

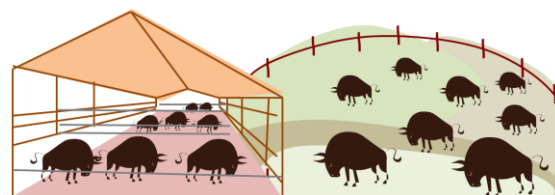


HACCP 方式は、工場のような閉鎖環境で規格製品を短期間に製造する場合には優れた手法です。一方、開放環境で生き物を長期間育てる畜産の現場においては、CCP 設定によるコントロールが困難な管理項目があります。運用する際には、その手法の得意・不得意を認識することが必要です。

2 畜産物の安全確保

畜産物を生産する農場では、どのように安全を確保すればいいのでしょうか。

牛の肥育農家のケースをみてみましょう。



<畜産物に潜む危害要因>

環境からの影響を大きく受ける畜産現場での危害要因は大きく2つに分けられます。

- ① 予測可能なもの：知識や過去の経験から、予測できるもの
例：病原微生物、肉骨粉、放射性物質汚染、抗菌性物質残留、注射針の残留
- ② 予測不可能なもの：誰も経験しておらず、予測できないもの
例：未知の病原微生物や毒物

<危害への対応法>

①への対応

これまで、牛舎を清潔にし、適切に餌をやれば健康な牛に育つと考え、牛舎掃除や餌の管理に気を配り、見た目の良さあしで出荷時期を決めていました。その為、例えば、治療した牛を誤って出荷してしまうおそれがあります。

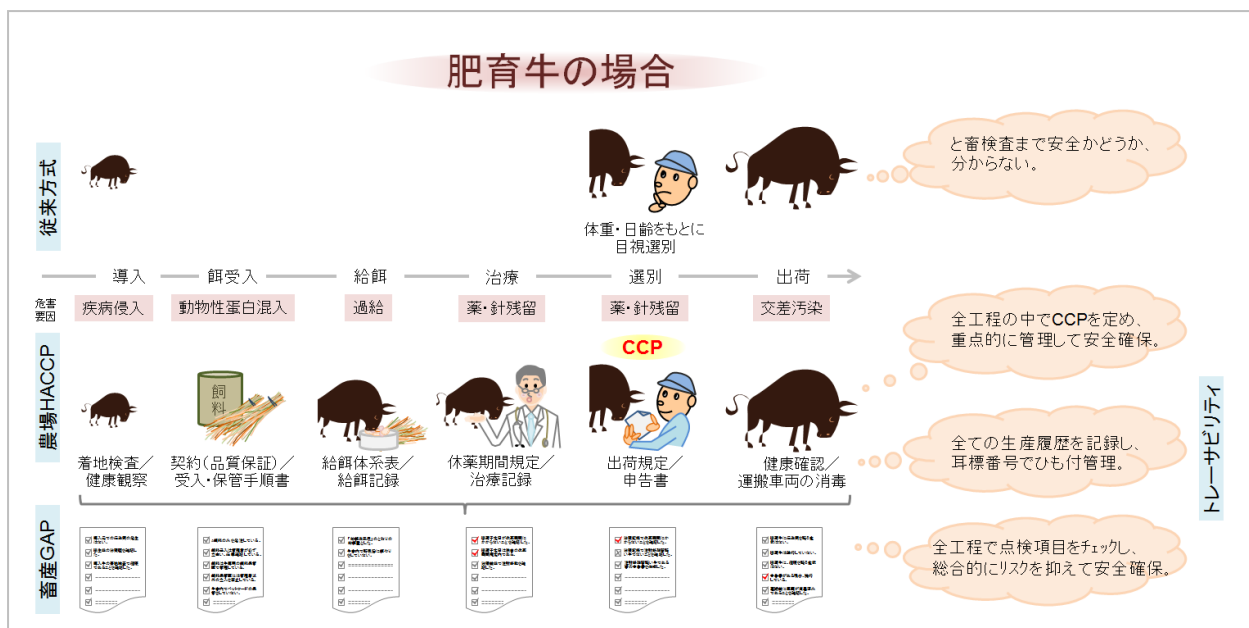
HACCP 方式を取り入れる場合、まず“出荷時の抗菌剤残留”を重要な危害要因に設定し、選別工程を CCP と定めます。次に出荷規定逸脱がないよう抗菌剤の休薬期間を確認・記録を徹底し、出荷日が休薬期間内となった場合には出荷延期の措置をとるなどの HACCP 計画を立て、一般的衛生管理より高度な管理をします。

一方 GAP 方式は、全ての生産工程でリスクを抑えるための生産方法をリスト化し、

ひとつずつチェックしながら総合的にリスクを抑える一般的衛生管理の手法です。治療時のチェックリストに“抗菌剤の休薬期間の確認”を、出荷前選別時のチェックリストに“治療記録での出荷停止期間の確認”に関する項目を入れ、出荷停止牛の誤出荷防止につなげます。

②への対応

今となっては、肉骨粉が BSE 汚染拡大の原因であることはよく知られていますが、BSE という病気が知られる前には、その危険性を誰も予測することは出来ませんでした。こういうケースでは「後始末より未然防止」の考え方を基本とすることは出来ません。その代り、問題発覚後に生産履歴を遡って把握すること（トレーサビリティ方式）によって被害を最小限に食い止めることが出来ます。HACCP 方式でも GAP 方式でも素牛出生記録や治療履歴、給与飼料・敷料等、様々な記録を行います。それら記録を牛の個体識別番号（耳標番号）でひも付管理するのが有効です。



3 農場改善に向けて

以上は、畜産物の安全確保のための話でしたが、農場にとって家畜は畜産物として安全でありさえすればいいのではなく、病気やケガがなく順調に発育し、繁殖牛であれば1年1産を達成するといった、生産性が高い存在でなくてはなりません。

しかし、これらの管理項目は食品への危害要因ではないため、HACCP 方式の対応対象外となります。この点、GAP 方式は家畜衛生も守備範囲としているため、各項目毎にリスクを低減させる生産方法をリスト化することで、連続監視が可能です。

とはいうものの、多角的視点で危害要因を管理する HACCP 計画書の作成は有益です。もう一步踏み込んで、いいとこどりをしてはどうでしょう。農場にとって重要な管理項目を HACCP 計画の手法でその対策を検討し、チェックリストに落とし込むことが良いと考えます。

安全確保体制を確立することが信頼回復につながります。
基本となる法令順守や一般的衛生管理の徹底も忘れずに！

※掲載内容の詳細等については、大家畜課 HACCP 担当者まで御相談ください。

始めませんか？ マニュアル作成・記録付け

畜産農家のほとんどを占める家族経営では、お父さんが堆肥だし・餌やり・草地管理、お母さんが哺乳・牛舎掃除…といった具合に役割分担が決まっていますね。あうんの呼吸で調和しながらうまくやっておられます。書き物なんて必要ないと思う方が多いのも頷けます。でも次のような時、どうやってピンチを切り抜けていますか？こんな時、マニュアルや記録があれば正確かつ効率的に対応出来ますよ。

- 病気で寝込んだお父さんの代わりに餌やりをしたいが、配合や分量が分からない。
- 息子が跡をとりたいて言ってくれたが、教え方が分からない。
- 牛を増やしたいから、誰か雇いたいが経験者がいない。
- 出産ラッシュで、誕生日があいまいになる。
- 投薬履歴を忘れてしまう。
- 出荷先から生産履歴を求められたが、何もない。
- 飼料の回収騒ぎがあったが、回収ロットを購入したか分からない。



とは言うものの、「マニュアル作成や記録なんて大変なのは。」と思う方も多いですよ。そういう方は、次の簡単5ステップでトライしてみてください。例は黒毛和種の繁殖農家さんのケースです。

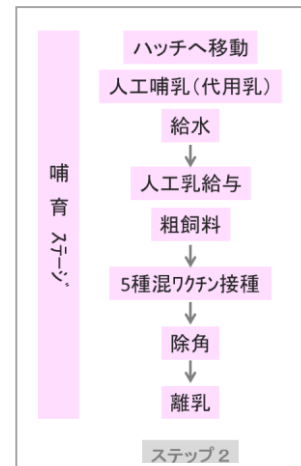
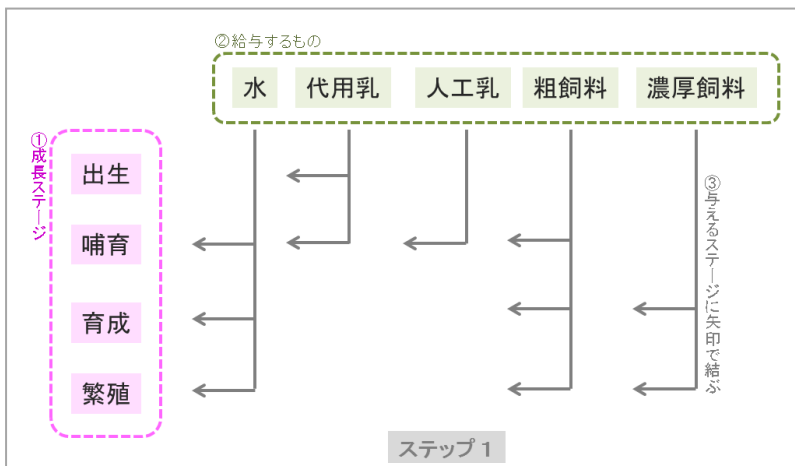
<ステップ1 おおまかなフロー図を作成>

まず、下のようなフロー図を作成してください。付箋を使うと楽に組めますよ。

- ①縦に牛の成長ステージを大まかに分類して並べます。
- ②横に牛に与えるものを並べます。他にも、敷料・ワクチン・治療薬等がありますね。
- ③与えるものを、与えるステージに矢印で結びます。

<ステップ2 フロー図をさらに分解>

各成長ステージをさらに分解してみましょう。下に哺乳ステージを分解した1例を示しました。この農場では黒毛和種であっても初生から人工哺乳をしていますね。白血病対策のためでしょうか。フロー図を見ると、農場の特質が分かります。



<ステップ3 マニュアルを作成>

ステップ2で分解したマス毎に、行っていること（手順）を文字にします。

コツがいるところはイラストや写真を使うと分かりやすくていいですよ。

法令等の規範も押さえておきましょう。「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（農林水産省 HP）も参考になります。

<ステップ4 記録表を作成>

マニュアル通り出来ているか確認するための記録表を作ります。

牛の個体ごとの記録に関するものは、必ず個体識別番号を記入できるようにしましょう。（トレーサビリティ方式のひとつでしたね。）

<ステップ5 実行>

マニュアルと記録表が出来たステージから、実際にマニュアルを使って作業してみましょう。作業したら記録用紙に記入しましょう。



人工哺乳(代用乳)

<準備作業>

- ・飼料庫から代用乳を運ぶ。
- ・45～50℃のお湯を準備する。(デジタル温度計を利用)
- ・代用乳を飲ませる牛と頭数を確認。
- ・頭数分の哺乳瓶を準備。
- ・調整パケツに代用乳とお湯を入れ、混ぜて溶かす。
- ・哺乳瓶に調整後のミルクを入れる。
- ・飲ませるときに38～40℃になるよう保温。

<本作業>

- ・子牛にミルクを飲ませる。
※ミルクの温度は38～40℃。
※哺乳瓶は子牛の目線の高さ。
※誤嚥防止の為、子牛の目線の高さは母牛の乳首から飲む高さ。

<後作業>

- ・哺乳瓶を回収する。
- ・哺乳瓶を分解し、調整パケツ等の器材とともに洗浄・消毒・乾燥。
- ・器材の乾燥後、保管庫にしまう。

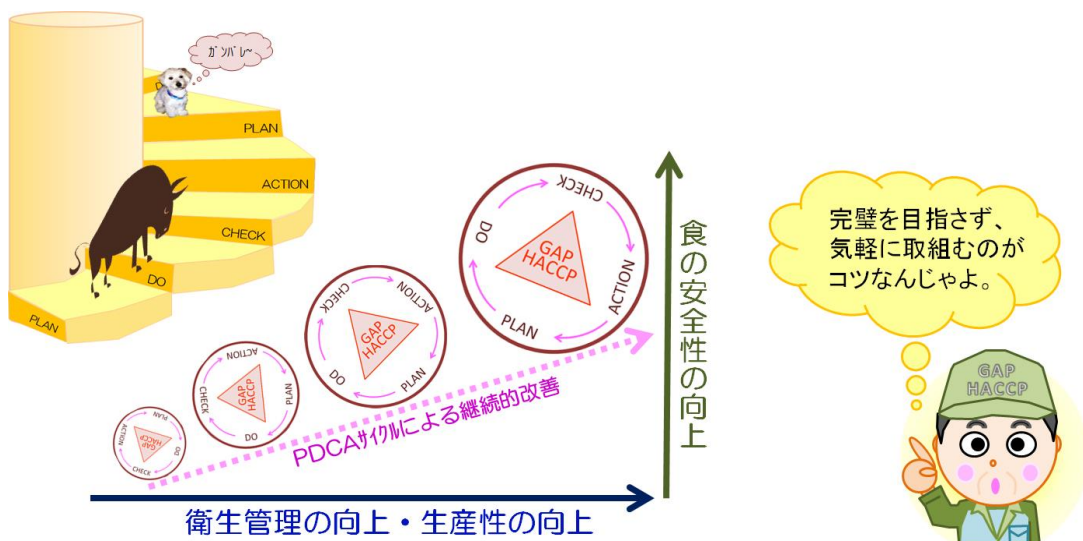
【哺乳台帳】

本牛	個体識別番号	
	名号	
母牛	個体識別番号	
	名号	

日付	乳の種類	哺乳量(L)	備考

トライ&エラーでマニュアルを進化させましょう

どんなに頑張っても最初から完璧なマニュアルは出来ません。ステップ5でマニュアルに沿ってやってみることで、「早期分離飼育の為に白血球検査を哺育ステージでやった方がいいな」とか、「日報と哺乳台帳に哺乳記録欄がだぶっているな」といった改善点が見つかります。見つかった改善点は、作業者同士で話し合い、必要に応じてマニュアルや記録用紙に反映させていきましょう。この行動がまさに HACCP 方式や GAP 方式の柱となる PDCA サイクルと呼ばれるものです。トライ&エラーで改善を繰り返していくと、チームワークがどんどん良くなり、農場目標も自然と生まれるものですよ。



日常作業のマニュアルが完成したら、伝染病発生・停電・災害といった、まさかの時のマニュアルも作っておきましょう。

定期報告書（牛）の提出をお願いします

大家畜課

定期報告（牛）については、毎年、御報告いただきありがとうございます。これまでの報告内容を様式 A と B に分けました。牛舎図面等、既に報告した内容と変更のない方は、B を省略可としましたので、様式 A のみ御提出ください。

様式は2～3月に JA または当所から配布します。

期限



平成 30 年 4 月 15 日までに提出してください。

報告
方法



平成 30 年 2 月 1 日現在の状況について、所定の用紙に記入のうえ提出してください。

A 「定期報告書」：氏名、住所、頭数、飼養衛生管理基準チェック表

・牛を飼養している方は必ずご提出ください。

B 「定期報告書の添付書類」：牛舎図面、消毒槽の設置の有無等

・次に該当する場合は、B は提出不要です。

a 牛 1 頭のみ飼養している場合

b 前年（平成 29 年 2 月 1 日）の報告内容から変更がない場合

・前回報告後に変更があった場合は、その項目のみ記入してください。

提出
窓口



- ① 県南家畜保健衛生所（持参、郵送、FAX）
- ② 市町、JA、NOSAI の畜産担当窓口（持参）
- ③ 県南家畜市場（子牛）の相談窓口（持参）

※1 前年の記入済みの用紙がある場合、変更のあった部分を修正し、提出いただいて構いません。

※2 前年の報告内容を確認したい場合は、直接、当所までお問い合わせください。

※3 牛の飼養をやめた場合やご不明な点は、当所までご連絡ください。

※4 定期報告書の提出は、家畜伝染病予防法により、牛飼養者の義務となっています。

※5 定期報告書の記入項目（飼養衛生管理基準）を遵守して、伝染病を予防しましょう。

その他の家畜・家きんについても、御提出ください！

その他の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬）や家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）の飼養者も、定期報告書の提出が義務付けられていますので、平成 30 年 2 月 1 日時点の飼育状況等を同じ報告書（様式）に記入し、家畜は 4 月 15 日まで、家きんは 6 月 15 日までに当所に報告してください。

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所

TEL 0197-23-3531

FAX 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988